

「緑確保の総合的な方針」改定の概要

緑確保の総合的な方針

- 【策定】 東京都・特別区・市町村(島しょを除く)
- 【目的】 減少傾向にある民有地の既存の緑を、まちづくりの取組の中で計画的に確保する
- 【概要】 今後10年間に確保することが望ましい緑を明確化し公表、あわせて、まちづくりで創出する緑や先導的に取組む緑施策を提示

策定経緯

- 平成22年5月 都と区市町村合同で方針策定
- 平成28年3月 一部改定(確保地を追加、公表)
- 平成30年12月 都区市町村合同検討委員会にて改定の検討を開始

◆これまでの成果

- 平成22年、確保地305haを公表、平成28年、確保地134haを追加
- 確保地439haのうち315haを確保(約72%) 確保候補地を含め419haを確保

◆改定後の計画期間

- 令和2年度から令和11年度まで 10年間

◆改定のポイント

- 「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進
- 骨格的な緑の充実等を目指し、新たな「確保地」の設定および施策を提示
- 確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地を保全すべき農地として明確化

改定案の概要

I 既存の緑を守る方針

既存の緑を、丘陵地、崖線、農地などに分類し、今後10年間に確保することが望ましい緑を「確保地」として抽出。箇所・面積のリスト、位置図を公表

確保主体	確保地				確保候補地	
	水準1～3		特定生産緑地			
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
特別区	60	19	2,025	398	456	127
市町村	71	180	8,912	2,497	163	75
東京都	22	104			38	637
合計	153	304	10,937	2,894	657	839

- ◆確保地 … 今後10年間に確保を目指す対象地
水準1 : 都市公園緑地事業、特別緑地保全地区等により確保
水準2 : 法や条例に基づく許可並びに優遇税制により確保
水準3 : 届出制や協定等により確保
特定生産緑地 : 指定から30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定
- ◆確保候補地 … 計画期間にかかわらず確保を目指す対象地

II まちづくりで緑を創出する取組

計画期間中に、まとまった緑の創出を伴うまちづくり事業のリストを提示
民間開発による緑化空間、公園緑地、街路樹、水辺の緑などとの連携により形成されるネットワークを緑の骨格としてとらえ、充実させるよう緑化を誘導

III 緑の確保をさらに推進する取組

- 緑の確保を一層推進し、緑のまちづくりをさらに進めるために、先導的な施策を提示
- ◇都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出
 - ◇生産緑地の保全・活用
 - ◇市民緑地認定制度の活用 ほか

スケジュール(案)

- 令和元年度
2月13日 パブリックコメント募集
～3月19日
- 令和2年度
4月 都区市町村合同委員会
5月 改定・公表 予定